

## [事案 2025-25] 就業不能給付金支払請求

・令和8年1月30日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年12月8日から令和3年2月まで、自律神経失調症により在宅療養をしたため、令和3年1月に契約した就業不能保険（責任開始日は令和2年12月7日）にもとづき就業不能給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)それまで受診していた心療内科の主治医から、病名の告知を受けていなかったため、告知をすることができなかった。心療内科・精神科において、本人に配慮して病名を告知しないことは、一般的に行われていることである。
- (2)在宅療養が必要となったのは、令和2年11月から12月頃に勤務先で過重労働が発生し、心身を壊したことが原因である。労働基準監督署に労災申請をしたところ、令和3年9月には労災と認定された。労働基準監督署では、過去の通院歴をチェックされた上で労災認定を受けており、このことから、在宅療養の原因が過重労働にあり、過去の病歴とは無関係であることが立証されている。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成28年3月から平成30年4月までの間、クリニックへ定期的に通院し、抗不安薬の処方を受けていた。また、申立人は、平成30年7月から、少なくとも当社が本件に関し事実確認の照会を行った令和3年3月までの間、クリニックへ定期的に通院して投薬治療を受けており、初診時には、主治医から「自律神経失調症」の病名告知を受けていた。
- (2)申立人は、告知日（令和2年12月7日）の4日前の同年12月3日に、心臓呼吸器病院を受診し、胸部レントゲン・心電図・血液検査を受けている。
- (3)申立人は、平成30年頃には、不安、動悸、吐き気などの具体的な身体症状を有し、投薬治療を受けていた。そのような状況の中で業務上の過重労働があった場合、それをきっかけに新たに自律神経失調症を発症したと考えるよりも、元からあった身体の症状が増悪した結果、病名がつくほど症状が悪化し、在宅療養することになったと考えるのが自然である。そのため、告知義務違反の原因となった自律神経失調症の症状と、本件の在宅療養との間に因果関係があることは明らかである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。